

広島市告示第312号
令和8年6月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、令和3年9月2日付け広島市告示第436号において指定を行った公益財団法人メイク・ア・ウィッシュオブジャパンに対する寄附金に関して、次のとおり指定を行った事項を変更したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松 井 一 實

寄附金を受領する者の所在地（変更前）	寄附金を受領する者の所在地（変更後）
東京都千代田区一番町10番10号 相模屋第三ビル3F	東京都千代田区九段南三丁目2番4号 アシスト麹町ビル4F （令和4年12月1日から）